

産業構造審議会 活動報告書

令和5年8月4日

目次

I 活動概要

現在の組織	3
開催状況	3
答申・報告書等	3

II 組織の変更

組織図	5
-----	---

III 答申・報告書等

特許制度小委員会	7
意匠制度小委員会	8
商標制度小委員会	9
審査品質管理小委員会	10
不正競争防止小委員会	11
外国公務員贈賄に関するワーキンググループ	12
不公正貿易政策・措置調査小委員会	13
研究開発・イノベーション小委員会	14
製造産業分科会	15
伝統工芸品小委員会	17
繊維産業小委員会	18
個人遺伝情報保護ワーキンググループ	19
教育イノベーション小委員会	20
経営力向上部会	22
経済産業政策新機軸部会	23

I 活動概要

活動概要

本活動報告書は、令和4年4月から令和5年6月までの産業構造審議会における活動を取りまとめたものである。

現在の組織

産業構造審議会は令和4年4月から令和5年6月にかけて、2つのワーキンググループを新設、3つのワーキンググループを廃止し、令和5年6月末現在、3の部会、7の分科会、37の小委員会、45のワーキンググループによって構成されている。

開催状況

令和4年4月から令和5年6月にかけて、総会2回、部会15回、分科会12回、小委員会73回、ワーキンググループ64回、総計166回開催しており、開催状況・議事要旨を、経済産業省のホームページにおいて公開している。

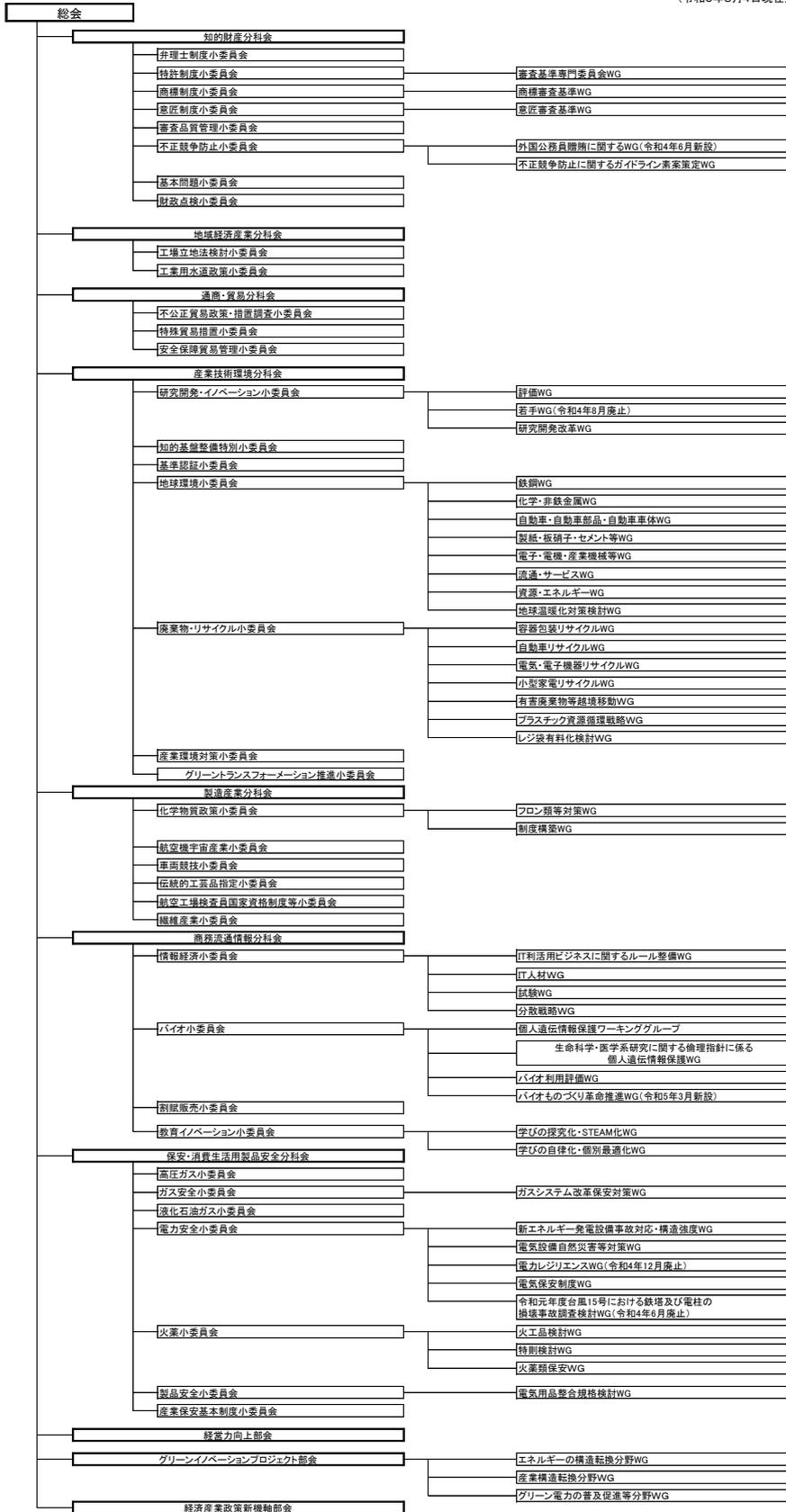
答申・報告書等

令和4年4月から令和5年6月にかけて、総計16件の答申・報告書等を取りまとめており、経済産業省のホームページにおいて公開している。

Ⅱ 組織の変更

産業構造審議会の組織の変更について

(令和5年8月4日現在)



Ⅲ 答申・報告書等

知的財産分科会

「知財活用促進に向けた特許制度の在り方（報告書）」

特許制度小委員会（令和5年3月）

報告書の概要

令和4年9月以降、デジタル化・グローバル化の進展への対応、中小企業・スタートアップ・大学等の知財活用の更なる促進、特許庁自身の一層のデジタル化による業務の効率化の必要があるという問題意識の下、ユーザーの利便性の向上や知的財産の一層の活用促進のための特許制度の在り方について、検討を行った。知財活用促進に向けた特許制度の在り方について、議論の結果を報告書として取りまとめた。

（1）一事不再理の考え方の見直し

現時点では、法改正せず、現状の運用の更なる周知等を行うこととするのが適当。ただし、今後、実務の動向を注視しつつ、状況が変化した場合には、本小委員会において改めて検討を行う。

（2）送達制度の見直し

オンライン発送制度の見直しに当たっては、送達の効力発生までの期間については、特許庁のサーバに発送書類が格納された時から10日間とするとともに、出願人等が出願ソフトを立ち上げた時に、特許庁のサーバに発送書類が格納された旨の通知が送付される方法を基本として検討を進めることが適当である。また、公示送達の方法についても、デジタル化を促進する観点から、特許公報への掲載を改善し、特許庁ホームページに掲載することにより実施する方向で検討を進めることが適当である。

さらに、戦争やコロナ禍の影響により現実に国際郵便の引受けが停止され、当該国に対して航空書留郵便等に付する発送ができない状況が長期間継続した場合には、公示送達を実施することができるよう、公示送達の要件を見直す方向で検討を進めることが適当である。

（3）書面手続デジタル化

ユーザーの利便性向上につながることから、優先権証明書写しの提出を許容するとともに、優先権証明書を含めた書面手続のデジタル化に向けた関係手続整備を進めることが適当である。

（4）裁定制度の閲覧制限導入

裁定関係書類のうち営業秘密が記載された書類は、閲覧等を制限可能とすることが適当である。

（5）ライセンス促進策

現時点では、ライセンス促進策の一つと考えられる特許料の減免拡充を行うのではなく、ライセンスの実施につながる政策効果がより高いと考えられる、実際にマッチングを進める上での障害として指摘されている具体的な課題に応じた施策を講じることが適当である。また、特許料の減免の在り方については、海外の「ライセンス・オブ・ライト制度」の実施の状況等を引き続き注視しつつ、検討を行う。

知的財産分科会

「新規性喪失の例外適用手続に関する意匠制度の見直しについて（報告書）」

意匠制度小委員会（令和5年3月）

報告書の概要

令和4年9月以降、主として意匠の新規性喪失の例外適用手続について検討を行ってきた。これまでの議論の結果を報告書として取りまとめた。

（1）意匠の新規性喪失の例外適用手続

法定期間内に提出する証明書の要件を「最先の公開」について証明することとする対応が、要件が明確であること、網羅的な証明書の作成が不要となり出願人の証明書作成負担が大きく軽減されること、第三者の予見可能性も担保されること等から、意匠の新規性喪失の例外規定の適用手続の緩和の方向性として適切である。

（2）特許制度小委員会で審議された検討課題

2022年9月の第47回特許制度小委員会及び同年11月の第48回特許制度小委員会で審議された検討課題のうち、送達制度の見直し、書面手続デジタル化、裁定関係書類の閲覧制限について、意匠制度にも関わる論点であることから、課題に対する対応の方向性について報告を受け、検討を行った。検討の結果、いずれの方向性についても全ての委員の賛同を得た。

知的財産分科会

「商標を活用したブランド戦略展開に向けた商標制度の見直しについて（報告書）」

商標制度小委員会（令和5年3月）

報告書の概要

令和4年9月以降、主として「他人の氏名を含む商標の登録要件緩和」、「コンセント制度の導入」、「Madrid e-Filingにより商標の国際登録出願をする際の本国官庁手数料の納付方法の変更」について、検討を行った。商標を活用したブランド戦略展開に向けた商標制度の見直しについて、議論の結果を報告書として取りまとめた。

（1）他人の氏名を含む商標の登録要件緩和

出願人の商標登録を受ける利益と他人の氏名に係る人格的利益との調整のため、商標法第4条第1項第8号の「他人の氏名」に一定の知名度の要件を設けること、また、無関係な者による悪意の出願等の濫用的な出願の防止のため、出願人側の事情（例えば、出願することに正当な理由があるか等）を考慮する要件を課すことが適当である。

（2）コンセント制度の導入

制度設計において需要者の利益の保護が十分に担保されること、近年、コンセント制度導入に関するユーザーニーズが高まっていること、国際的な制度調和の要請があること等を踏まえ、我が国においてコンセント制度を導入することが適当であるという意見が多数であり、おおむね賛同が得られたことから、本小委員会としてはコンセント制度の導入を進める方向で取りまとめを行った。

その制度設計に当たっては、商標法第1条において同法の目的の一つとして「需要者の利益」の保護が掲げられているところ、これが十分に担保されるよう、先行登録商標の権利者の同意があってもなお出所混同のおそれがある場合には登録を認めない「留保型コンセント」の導入が適当である。また、コンセントによる登録後に出所混同のおそれが生じた場合や実際に不正競争の目的によって出所混同が生じた場合に備え、当事者間における混同防止表示の請求や不正使用取消審判請求の規定を設けることが適当である。

（3）Madrid e-Filingにより商標の国際登録出願をする際の本国官庁手数料の納付方法の変更

本国官庁手数料について、出願人が e-Filing を利用して国際登録出願をしようとする場合に限り、他の手数料と一括でスイスフランにより国際事務局へ納付することを可能とするため、商標法について所要の手当をすることが適当である。

（4）特許制度小委員会で審議された検討課題について

2022年9月の第47回特許制度小委員会で審議された検討課題のうち、送達制度の見直し、書面手続デジタル化について、商標制度にも関わる論点であることから、課題に対する対応の方向性について報告を受け、検討を行った。検討の結果、いずれの方向性についても全ての委員の賛同を得た。

知的財産分科会

「令和4年度審査品質管理小委員会報告書（報告書）」

審査品質管理小委員会（令和5年3月）

報告書の概要

令和4年度の特許庁の審査品質管理の実施体制及び実施状況について評価し、改善点についての検討を行った結果を報告書として取りまとめた。

（1）特許庁における審査品質管理の取組の概要

特許庁における審査品質管理の取組の概要をまとめた。

（2）審査品質管理の実施体制・実施状況に関する評価結果

審査品質管理の実施体制・実施状況に関する評価を、本小委員会で策定した「審査品質管理に関する評価項目及び評価基準」に基づいて行い、その結果を取りまとめた。

（3）審査品質管理の実施体制・実施状況に関する改善提言

審査品質管理の実施体制・実施状況に関する評価を通じて得られた、審査品質管理の実施体制・実施状況に関して改善が期待される事項について審議し、本小委員会の改善提言として取りまとめた。

知的財産分科会

「デジタル化に伴うビジネスの多様化を踏まえた不正競争防止法の在り方（報告書）」

不正競争防止小委員会（令和5年3月）

報告書の概要

本小委員会では、不正競争防止法（以下「不競法」という。）について時代の要請に応じた制度・運用としていくための課題及び対応の方向性を整理し、令和4年5月に、「デジタル社会における不正競争防止法の将来課題に関する中間整理報告」を取りまとめた。これを受けて、①デジタル時代にあわせた知的財産の保護、②中小企業・スタートアップ等の知的財産の活用促進、③国際動向を踏まえた外国との制度調和、といった視点から再度検討を行い、「デジタル化に伴うビジネスの多様化を踏まえた不正競争防止法の在り方」を取りまとめた。

（1）デジタル時代におけるデザインの保護

形態模倣商品の提供行為に「電気通信回線を通じて提供」する行為を追加し、また「商品」に無体物を含むことについては、まずは逐条解説等にてその解釈を明確化することが適切である。

（2）限定提供データの規律の見直し

「秘密として管理されているものを除く」要件については、「営業秘密を除く」と改める、又は上記要件自体を削除することが適切である。

（3）渉外事案に係る国際裁判管轄及び不競法の適用範囲に関する規定整備

国際裁判管轄に関する規定の整備については、日本の裁判所に管轄を認めるとする競合管轄規定を設ける方向で検討を進めることが適切である。また、不競法の適用範囲については、法の適用に関する通則法による準拠法の選択にかかわらず不競法が直接適用される規定を設けることにつき関係省庁とともに引き続き検討した上で、立法措置が可能であれば、適切な措置を検討すべきである。

（4）損害賠償額算定規定の見直し

営業秘密に関し「技術上の秘密」に限定されている対象情報を営業秘密全般に拡充するとともに、「物を譲渡」した場合のみを想定している要件をデータや役務を提供している場合にも拡充することが適切である。また、被侵害者の生産、販売及び役務提供能力等を超える部分の損害の認定規定を追加し、相当使用料額の認定については、不正競争があったことを前提として交渉した場合に決まるであろう額を考慮できる旨の規定を追加することが適切である。

（5）使用等の推定規定の拡充

対象情報を営業秘密全般へと拡充することが適切である。また、対象類型に関して、正当取得類型への拡充については、営業秘密保有者から営業秘密を示された者への一定の配慮措置を講じることが適切である。取得時善意無重過失転得類型への拡充については、不正開示行為等の介在について悪意重過失に転じている場合に限り適用対象とすることを前提とし、その上で一定の配慮措置を講じることが適切である。

（6）営業秘密及び限定提供データに関するライセンシーの保護制度の創設

措置の方法について関係省庁等と調整しつつ、検討を継続していくことが適切である。

（7）商標法のコンセント制度導入を受けた適用除外規定

商標法にコンセント制度が導入されたことを受けて、不正競争の適用除外とする規定を追加することが適切である。

知的財産分科会

「外国公務員贈賄罪に係る規律強化に関する報告書（報告書）」

不正競争防止小委員会 外国公務員贈賄に関するワーキンググループ（令和5年3月）

報告書の概要

令和元年に実施された OECD 贈賄作業部会による第4期審査において受けた4つの優先勧告に対する制度的手当について検討を行い、議論内容を令和5年3月に報告書として取りまとめた。概要は以下のとおり。

（1）自然人に対する制裁の在り方

外国公務員贈賄罪の保護法益（国際的な競争秩序の維持）と特殊性（他国の市場機能の侵害等）の観点を踏まえ、諸外国の制度及び他の国内経済犯罪とのバランスを考慮しながら、自然人に対する罰金額の上限及び懲役刑の長期を、以下のとおり引き上げる法改正が適切である。

- ・ 自然人に対する罰金額の上限を1,000万円～3,000万円、懲役刑の長期を5年超～10年に引き上げる。

（2）法人に対する制裁の在り方

自然人についての法定刑の引上げ同様、外国公務員贈賄罪の保護法益と特殊性の観点を踏まえ、諸外国制度及び他の国内経済犯罪とのバランスを考慮しながら、法人に対する罰金額の上限を以下のとおり引き上げる法改正が適切である。

- ・ 法人に対する罰金額の上限を5億円～10億円に引き上げる。

（3）公訴時効の在り方

刑訴法250条の例外を設けることは適切でないが、仮に懲役刑の長期が10年に引き上げられるならば、その結果として公訴時効期間が7年に延長となり勧告に対応することが可能である。

（4）法人に対する適用管轄（国外犯処罰）の在り方

日本法人の外国人従業員が国外で単独で贈賄を行った場合について、当該外国人従業員を処罰し得る規律を創設し、法人に対する適用管轄を拡大するために、

「●条の罪は、日本国内に主たる事務所を有する法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者であって、その法人の業務に関し、日本国外において罪を犯した日本国民以外の者にも適用する」

などといった規定を創設する方向性が適切である。

報告書の概要

世界貿易機関（WTO）協定をはじめとする国際ルールに照らして、我が国の主要貿易相手国・地域が採用している貿易政策・措置の問題点を明らかにし、撤廃や改善を促すことを主たる目的としている。

（1）第一部

第一部においては、20ヶ国・地域の約150件の貿易政策や措置を取り上げ、問題点の改善に向けての政府の取組や最近の動向についてまとめている。なお、2023年版では、新規案件として以下3件の政策・措置を指摘している。

- ① 中国：政府調達法改正
- ② EU：炭素国境調整措置
- ③ カナダ：特定有害物質禁止規則改正案におけるDBDPE禁止規則

（2）第二部

第二部においては、第一部で挙げた問題点の指摘の根拠となるWTO協定と主要ケースに関する解説を行っている。なお、2023年版の第二部では、以下6件の特集記事を記載している。

- ① 新型コロナウイルス感染症と貿易
- ② 企業のサプライチェーンと人権・環境問題
- ③ 経済的威圧をめぐる最近の議論
- ④ 安全保障例外～GATT21条の解釈をめぐる論点と最近のWTO先例
- ⑤ 国産化と技術獲得
- ⑥ WTO上級委員会を巡る問題

（3）第三部

第三部においては、WTO協定を補完する新たな国際ルールとして、経済連携協定及び投資協定について、体系的な解説を行っている。

産業技術環境分科会

「研究開発・イノベーション小委員会取りまとめ（報告書）」

産業技術環境分科会 研究開発・イノベーション小委員会（令和5年6月）

取りまとめの概要

当該小委員会では、日本の課題解決と持続的発展を実現するためには、新たな価値を生み、次の産業を創る「イノベーション循環」が必要であるとの視点に立って議論を行い、令和5年6月に下記の事項を含む報告書（“イノベーション循環”が新たな価値を生み、持続可能な産業を創る）を取りまとめて公表した。

（1）イノベーション循環をめぐる3つの論点と課題

- ① イノベーションの担い手
- ② イノベーション・プロセスの課題
- ③ 経済社会課題（ミッション）を実現するイノベーション

（2）イノベーション循環推進に向けた政策提言

- ① スタートアップ・ファースト！
- ② イノベーション・プロセスの課題
- ③ 挑戦と失敗を増やす
- ④ 市場創造への集中支援
- ⑤ ミッション志向型イノベーション政策への転換
- ⑥ 計算基盤/汎用技術の強化

製造産業分科会

製造産業分会「新・素材産業ビジョン（中間整理）」

製造産業分科会（令和4年4月）

中間整理の概要

日本の鉄鋼、化学、非鉄金属、セメント、紙パルプ等の素材産業は、高い国際競争力を有する生産体制を構築しつつ、自動車をはじめ様々な産業に高機能な部素材を提供するとともに、国内雇用や地域経済を支えてきた重要な存在である一方、中国の伸長などグローバル競争の激化や足下で生じているサプライチェーンにおけるリスクの高まり、内需の減少と外需の拡大、産業用電気料金の高止まりなど資源エネルギー価格の高騰といった変化に直面しているほか、2050年カーボンニュートラルという極めて野心的な温暖化目標を受けて、事業構造の変革に取り組み、生産プロセスの革新など大胆な投資を進めていく必要がある。

こうした中で、製造産業分科会においては、素材産業がカーボンニュートラルを目指しつつも、多様な変革の要請に的確に対応し、今後も国際競争力を維持・強化していくためにどのような取組が必要か、今後の素材産業の方向性について議論し、それを踏まえグローバル市場で勝ち続ける新たな素材産業への変革に向けて官民が共有すべきビジョンについて整理を行ったもの。

I. 素材産業 ー我が国産業競争力の源泉

II. 新・素材産業への変革の方向性

III. 政策の方向性

1. ビジネスイノベーションの促進

(1) 新素材・新需要の創出

- ・ユーザー一体型、分野横断型の R/D 支援（例：CO2 からプラスチック製造等）
- ・開発コストのシェアリング
- ・政府調達を通じた新技術の市場化支援

(2) 事業革新に向けた企業間連携の促進

- ・内外の生産体制最適化の促進
- ・CN コンビナートへの転換

(3) サービス事業領域の拡張

- ・高度技術を活用したサービス事業展開（例：省エネ・脱炭素操業ノウハウの国際展開）

(4) 人材（現場・研究）の育成と活用

- ・キャリア教育や産学連携の研究プロジェクト推進
- ・技能人材の流出防止

2. グリーンマテリアル産業への転換

(1) 革新的な脱炭素・炭素循環技術の開発

- ・社会実装までの切れ目ない支援強化
- ・国際標準化等のルール形成推進（例：経営戦略への位置づけ、CO2 計測手法）

(2) 設備投資の促進

- ・既存投資の高度化支援（例：燃料転換等）、トランジション・ファイナンスの更なる促進
- ・カーボンニュートラル革新技術の実装支援（例：大規模かつ長期的な設備投資支援）

(3) オペレーションコストへの対応

- ・産業用電気料金の抑制
- ・ゼロエミ電源・水素・アンモニアの安価で安定した供給
- ・CCUS の実現に向けた官民の取組

(4) グリーンマテリアル市場創出と脱炭素投資回収

- ・環境価値の評価
- ・クレジットを活用した排出量のオフセット
- ・脱炭素・炭素循環投資の回収と需要家の理解促進・対応

3. サプライチェーンにおける業界間連携

(1) 安定供給体制の強化

- ・権益確保、代替技術開発、備蓄、リサイクル
- ・不可欠物資の国内生産確保に向けた連携
- ・共同調達・適正転嫁など調達網一体での競争力確保

(2) サーキュラーエコノミーへの転換

- ・原料調達からリサイクルまでの資源循環型プロセスの早期具体化（技術開発・制度構築）
- ・リサイクルの在り方の研究（鉄鋼・化学）（例：鉄スクラップの国内有効活用）
- ・研究開発推進（例：不純物除去、圧延、ケミカルリサイクル、CO₂ でプラスチック製造）

(3) 業界・企業の枠を超えた DX

- ・業界を超えたデータ共有基盤整備を通じた付加価値向上（例：ユーザーと一体型のマテリアルズ・インフォマティクス）

製造産業分科会

「伝統的工芸品の指定に係る答申について（答申）」

伝統的工芸品産業指定小委員会（令和4年10月）

答申の概要

伝統的工芸品産業の振興に関する法律に基づく伝統的工芸品の指定品目に「東京三味線」、「東京琴」及び「江戸表具」を追加することについて了承した。

（1）東京三味線

長唄、小唄、民謡等の演奏に使用。江戸時代に技法が確立し、明治時代には東京三味線としてブランドも確立。現在も伝統的な原材料、技法ともに継承されている。



（2）東京琴

独奏、合奏、歌唱を伴う演奏などに使用。江戸時代に技法が確立し、明治時代には一大産地となる。現在も伝統的な原材料、技法が継承されている。



（3）江戸表具

布や紙を貼り合わせて掛軸、屏風、衝立等に仕立てるもの。その起源は奈良時代と古く、江戸時代には一大産業となる。現在も伝統的な原材料、技法が継承されており、産地は、需要開拓、後継者育成事業、技術の保存などに取り組んでいる。



製造産業分科会

「2030年に向けた繊維産業の展望 繊維ビジョン（報告書）」

繊維産業小委員会（令和4年5月）

報告書の概要

日本の繊維産業は、デジタル化やサステナビリティへの対応といった産業構造に大きな変革をもたらす環境変化に加え、新型コロナウイルスの感染拡大による繊維産業企業の売上減少や消費者ニーズの変化といった大きな転換期を迎えている。一方、新しい販売方法・市場の動きがあり、変わりゆく産業構造や社会構造を踏まえた今後の方向性を議論・検討する必要があることから、繊維産業小委員会において、2030年に向けた繊維産業の方向性について議論を行い、「2030年に向けた繊維産業の展望 繊維ビジョン」として報告書を取りまとめた。

＜2030年に向けた繊維産業の進むべき方向性・今後の繊維産業政策＞

新市場開拓のための分野を戦略分野、サステナビリティやデジタル化などのビジネスの前提となる分野を横断分野と位置づけ、政策の方向性を示した。

（1）戦略分野Ⅰ 新たなビジネスモデルの創造

- ① ファッション・ビジネス・フォーラムを通じた好循環の創出
- ② 繊維産地間の連携
- ③ 事業承継等の促進

（2）戦略分野Ⅱ 海外展開による新たな市場獲得

- ① 海外展開に向けた体制構築
- ② 海外展開支援ツールによる後押し
- ③ サステナビリティ・EPA等の普及・啓発

（3）戦略分野Ⅲ 技術開発による市場創出

- ① 繊維技術ロードマップの着実な実施
- ② 標準化の戦略的な活用

（4）横断分野Ⅰ サステナビリティの推進

- ① 資源循環の取組強化
- ② 責任あるサプライチェーン管理の促進

（5）横断分野Ⅱ デジタル化の推進

- ① ファッション・ビジネス・フォーラムの開催
- ② ビジネスモデルの転換支援

商務流通情報分科会

「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針見直しの方向性について（取りまとめ）」 バイオ小委員会個人遺伝情報保護ワーキンググループ（令和4年9月）

取りまとめの概要

人を対象とする生命科学・医学系研究については、「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」（令和3年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第1号。以下「指針」という。）により、その適正な実施を図ってきたところである。

今般、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）により個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報法」という。）の一部が改正されることを踏まえ、生命科学・医学系研究等における個人情報の取扱い等に関する合同会議（※）において、指針の見直しについて以下のとおり検討を行った。

本取りまとめを受けて、令和5年3月27日付けで「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針の一部を改正する件」（令和5年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第1号）を告示した。

<見直しの概要>

- ・「適切な同意」のうち、個人情報等に関する研究対象者等の同意は、個人情報法の本人の同意に係る要求を満たす旨がより明確となるよう、定義の記載を適正化する。
- ・自らの研究機関において保有している情報から研究者等が新たに仮名加工情報を作成して研究に用いる場合の手続について、オプトアウトによる利用が許容されるものとする。
- ・各機関の長がオプトアウトの掲載場所に関するルールの策定等の責務を負う旨を明記する。

※文部科学省科学技術・学術審議会生命倫理・安全部会を対象とする医学系研究等の生命倫理に関する専門委員会、厚生労働省厚生科学審議会科学技術部会医学研究における個人情報の取扱いの在り方に関する専門委員会、厚生労働省厚生科学審議会再生医療等評価部会遺伝子治療等臨床研究における個人情報の取扱いの在り方に関する専門委員会、経済産業省産業構造審議会商務流通情報分科会バイオ小委員会個人遺伝情報保護ワーキンググループ

商務流通情報分科会

「産業構造審議会 商務流通情報分科会 教育イノベーション小委員会 中間とりまとめ」

産業構造審議会 商務流通情報分科会 教育イノベーション小委員会（令和4年9月）

中間とりまとめの概要

2020年度に一人一台端末が整ったことを前提に、「学びの自律化・個別最適化」「学びの探究化・STEAM化」を実現するための方策・課題について実証事業等を通じて得られた知見を提言としてとりまとめた。

「時間・空間」の組合せ自由度向上

①小中学校：「クラス単位の授業時数管理」から「個別学習計画に基づく学び」へ

主体性・自律性を育み、誰一人取り残さない観点から、クラス単位で厳密に「授業時数管理」を行う考えを超えて、EdTech等も活用しながら「個別学習計画」を策定・更新し続けて学び、その成果を確認し、細やかに学習支援する考えを積極的に取り入れるべき。

②高等学校：一人一台端末環境を前提とした新たな高校での学びの可能性／少子化を踏まえた小規模校でのオンライン積極活用

少子化の影響で今後増大する小規模校では、教員の数も少なく、多様な専門性を持つ教員配置は困難。充実した学びの機会を提供するため、「対面」原則の緩和（遠隔授業時の受信側の教員配置の見直し、オンデマンド教材等を活用した学びの際の教員配置の見直し等）が重要。

③多様な学びの場の選択肢の拡大

特に不登校の児童・生徒が増加しているなか、子どもたちの学習権を保障するためには、対面・デジタルを自在に組み合わせながら、学びの「場の選択肢を拡充」することが重要。

④好奇心・探究心に応える「サード・プレイス」の拡充

子どもが持つ多様な「個性」「才能」「創造性」を一層伸ばす場として、学校外の民間事業者・大学・NPO等が中心となって、オンラインも活用した学びのコミュニティ（サード・プレイス）を活用。

「教材」の組合せ自由度向上

①多様な EdTech 教材を活用した学習環境下における教育データの利活用の推進

「教育データ利活用ロードマップ」の具体化に向け、データ利活用のユースケースを創出。特に、各生徒が多様な EdTech 教材を学校内外で用いる状況下で、学習情報をどの範囲まで標準化すべきか等、実情に応じた実証や検討を実施。

②探究的な学びの支援：多様な教材の整備・普及と評価手法の開発

全国の学校が探究に取り組みやすいよう、企業や大学・研究機関とともに開発した「STEAMライブラリー」を含む多様な教材を活用し、学際的な探究の活動の普及に向けて、多様な実践事例を創出。

③探究（横割り）と教科（縦割り）の学習指導要領コード等での紐付け

学習指導要領の全ての項目に付与された学習指導要領コードを、STEAMライブラリー上のコンテンツ等に付与。探究の内容が指導要領上どこに位置づけられるか明確にするほか、各単元に興味を持った生徒が関連するコンテンツを見つけることも容易になる環境を整備。

「コーチ」の組合せ自由度向上

①「多様な伴走者」の学校参画促進（大学生 TA や多様な企業人・研究者等）

学びが変容する中で、あらゆる仕事を教員が行うことは困難。子どもの個別最適な学び、探究的な学びを教員の指揮下でサポートする多様な「子どもの伴走者」を充実すべき。

②「多様な経歴の教員」が増える教員免許制度の実現

多様な人材が「教員」として学校に参画しやすくするため、資質や専門性を評価する手段を多様化すべき。①普通免許状における「資格認定試験」の対象拡充、②抑制的に設計されている特別免許状の授与の仕組み等の見直しが必要。

「出口」の再デザイン

①高卒就職市場の多様化／高校・大学の入学者選抜の多様化

「未来社会の創り手」を育てるため、「入試」や「就職活動」で評価される資質・能力が変わることも重要であり、入試や就職活動の一体的な見直しが重要。

「学校の「生まれ変わり」の土台づくり

①「教員間の対話を通じた信頼性の高い組織への改変

学校の学びを変革する上では教員間の対話が活発で、信頼性の高い環境づくりが不可欠。ルールメイキング（校則見直し）プロジェクトや学校 BPR（働き方の見直し）プロジェクトを通じ、教職員間の対話を促し、学校を風通しの良い、信頼性の高い組織に変えていくことが重要。

②「眠れる財源・資源」の活用－発想の転換－

今後、多様な学びを支える環境を維持・発展させるためには、EdTech 教材の導入をはじめとする様々な費用が必要。この費用を捻出するため、①現状の教材費等の使途見直し、②学校に必要な施設の見直し、③広告活用による収入の創出 等の検討が必要。

③「地域拠点」としての学校インフラの活用－全世代型の学び・生活・仕事拠点化－

校舎の老朽化・建て替えが今後進展。学校で多様な学びを実現するために、学校を地域住民の生涯の「学び・生活・仕事のインフラ」として生まれ変わるために様々な施設と一体となった施設として再デザインを行う発想が必要。

経営力向上部会

「『中小企業等の経営強化に関する基本方針』の改正案に係る答申について（答申）」

経営力向上部会（令和4年7月）

報告書の概要

中小企業庁主催による「伴走支援の在り方検討会」における整理を踏まえ、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第3条第3項の規定に基づき「中小企業等の経営強化に関する基本方針」（令和3年厚生労働省経済産業省告示第1号）の改正案に関して、大臣が産業構造審議会経営力向上部会に対して意見を求め、了承する旨の答申があった。

基本方針の改正内容は下記のとおり。

激変する経営環境の中で厳しい状況に置かれている中小企業、小規模事業者がポストコロナ時代に向け、経営課題を見極め、進むべき道を描いていくために、経営者に寄り添って課題に取り組む支援が求められている。この課題意識の下、中小企業、小規模事業者への支援の在り方を検討すべく、「伴走支援の在り方検討会」が設置され、望ましい伴走支援についての議論を行い、あるべき中小企業伴走支援の整理を行った。この整理を踏まえ、中小企業の経営強化に関する基本方針を改正し、認定経営革新等支援機関に関する以下の規定を追加し、伴走支援の考え方を意識して中小企業支援に関わることを明確化する。

「中小企業等の経営強化に関する基本方針」、第5の3二に次のように付け加える。

チ 認定経営革新等支援機関は、経営革新等支援業務の実施に当たって、経営課題の解決に偏ることなく、経営課題を適切に設定することも意識し、対話を通じて経営課題及びその経営課題を解決するための方策に対する経営者等の納得を促すことにより、中小企業等の自発的な経営革新又は経営力向上を図ること。

経済産業政策新機軸部会

「経済産業政策新機軸部会中間整理（報告書）」（令和4年6月）

「経済産業政策新機軸部会第2次中間整理（報告書）」（令和5年6月）

報告書の概要

令和3年11月に、産業構造審議会直下に経済産業政策新機軸部会を設置し、延べ16回の部会を開催。従来の産業政策と全く異なる大規模・長期・計画的な政策対応を主軸とする「経済産業政策の新機軸」を検討した。議論の成果を、二回の中間整理という形でとりまとめた。

（1）中間整理（令和4年6月）

第1回～第8回までの部会での議論の成果として、令和4年度6月に公表した。

<概要>

日本経済が過去30年間にわたり低迷している。投資によるイノベーションの成果が分配され次なる成長につながる「成長と分配の好循環」を生み出す「新しい資本主義」を実現する必要がある。そのため、あらゆる政策手法を総動員してこれまでの限界を超えるという産業政策の方針を「経済産業政策の新機軸」として始動した。

具体的には、GX・DXなどの国や世界全体で解決すべき社会課題解決を起点に、政府も一歩前にでて大規模・長期・計画的な支援等の施策を総動員することで、わが国で停滞している民間の成長投資を拡大し、社会経済課題の解決と経済成長の二兎を追うことを目指す「ミッション志向の産業政策」を推進すべきとし、6分野のミッションを提示するとともに、これらのミッション達成に横断的に必要な「経済社会システムの基盤の組替え(OS)」を進めるべきとし、6分野のOSを提示した。加えて「経済秩序の激動期において取り組むべき分野」として2分野を提示した。また、これらの分野における長期ビジョン、定量目標、対応の方向性を示した。

<ミッション志向の産業政策>（6分野）

- 1：炭素中立型社会の実現
- 2：デジタル社会の実現
- 3：経済安全保障の実現
- 4：新しい健康社会の実現
- 5：災害に対するレジリエンス社会の実現
- 6：バイオものづくり革命の実現

<経済社会システムの基盤の組替え(OS)>（6分野）

- 1：人材
- 2：スタートアップ・イノベーション
- 3：グローバル企業の経営：価値創造経営
- 4：徹底した日本社会のグローバル化
- 5：包摂的成長（地域・中小企業・文化経済）
- 6：行政：EBPM・データ駆動型行政

<経済秩序の激動期において取り組むべき分野>（2分野）

1：成長志向型の資源自律経済の確立

2：Web3.0の可能性と政策対応

(2) 第2次中間整理（令和5年6月）

第9回～第16回までの部会での議論の成果として、令和5年度6月に公表した。

<概要>

足下、国際秩序の変容や国内でのマクロ環境の変化に加え、政府の政策転換による社会課題解決を起点とした大規模・長期・計画的な支援の開始を受け、企業の設備投資意欲の上昇、30年ぶりの賃上げ機運、企業の新陳代謝の兆しなど、日本経済には着実に潮目の変化がみられる。

この潮目の変化を持続的な成長へとつなげるべく、需給両面からアプローチする必要がある。需要面からは、継続的な賃金上昇に支えられる新たな需要喚起、供給面からは新たな需要を満たすための企業活動の高付加価値化、そのための高付加価値分野への投資が必要であり、これらに通じるのは、成長するという「将来への期待」である。「失われた30年」で染みついた将来悲観を払拭し、縮小均衡のサイクルに陥らないようにすることが必要である。

このため、日本にも世界にも社会課題が存在する領域で、他国の産業政策に引けを取らない大規模・長期・計画的な政策対応により、民間の予見可能性を高めて戦略投資を加速させる「ミッション志向の産業政策」を通じて、国内で新たな市場と需要を創出する。同時に、ミッション志向の産業政策を補完するものとして、テーマ横断的な基盤整備「社会基盤（OS）の組替え」に取り組む。これにより、国内投資・イノベーション・所得向上の好循環の実現を目指す。

取り組む政策分野は、13分野（「ミッション志向の産業政策」8分野＋「社会基盤（OS）の組替え」5分野）へと構成を見直した。再編後の構成は下記の通り。また13分野それぞれについて、各分野の考え方と、これまでの施策及び今後の施策を示した。

<ミッション志向の産業政策>（8分野）

1：炭素中立型社会の実現

2：デジタル社会の実現

3：経済安全保障の実現

4：新しい健康社会の実現

5：災害に対するレジリエンス社会の実現

6：バイオものづくり革命の実現

7：成長志向型の資源自律経済の確立

8：少子化対策に資する地域の包摂的成長

<経済社会システムの基盤の組替え（OS）>（5分野）

1：人材

2：スタートアップ・イノベーション

3：価値創造経営

4：徹底した日本社会のグローバル化

5：行政：EBPM・データ駆動型行政